
酒田市ネーミングライツ 導入ガイドライン



目 次

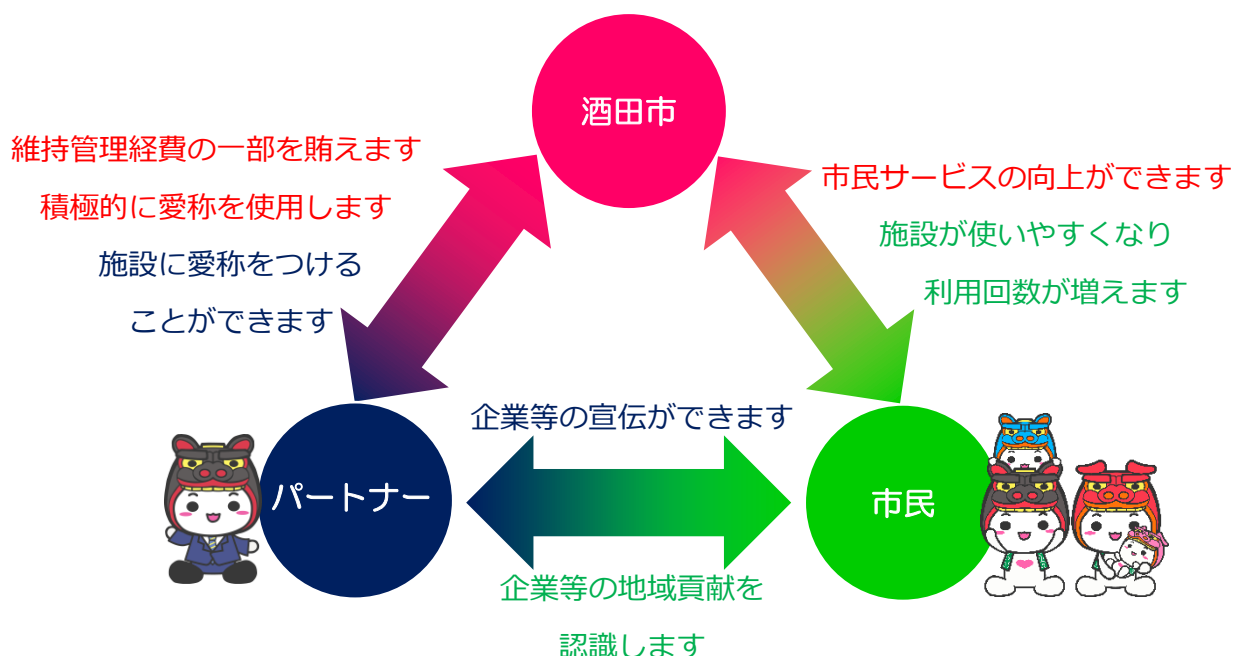
1 趣旨	1
2 ネーミングライツ導入の目的	1
3 ネーミングライツの概要	1
4 対象施設	2
5 ネーミングライツ導入までの流れ	2
6 愛称	3
7 ネーミングライツ料の最低金額	3
8 契約期間	3
9 ネーミングライツパートナーの基準	4
10 ネーミングライツパートナーの募集等	5
11 選定方法	5
12 ネーミングライツパートナーの決定	6
13 契約及び公表	6
14 ネーミングライツパートナーのメリット	6
14 費用負担	7
15 契約の解除	7

1 趣旨

市が所有する公共施設等へ命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入を進めるため、「酒田市ネーミングライツ導入基準」に基づき、ガイドラインを作成するものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

企業等への広告の機会を拡大し、それによる新たな財源の確保や施設における市民サービスの向上を目指します。酒田市、契約の相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）、市民、それぞれがメリットを得ることが出来るよう取組みを進めます。



3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の公共施設等に名称（以下「愛称」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツパートナーから対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得るという内容の契約を行うものです。

ネーミングライツ料は、施設の維持管理経費に充てることとし、安定した施設運営や市民サービスの向上に役立てるものとします。

なお、ネーミングライツ導入後、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定めている施設名称は変更しないものとします。

4 対象施設

ネーミングライツを導入する対象の施設（以下「対象施設」という。）は、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、市道、橋梁等を想定しています。

市役所、コミュニティ施設、学校等は、施設の設置目的を考慮し、ネーミングライツにふさわしくないと考え、対象施設から除外しています。

5 ネーミングライツ導入までの流れ

ネーミングライツは特定募集型と提案募集型に分けて行います。

特定募集型…市が選定した公共施設及び公園

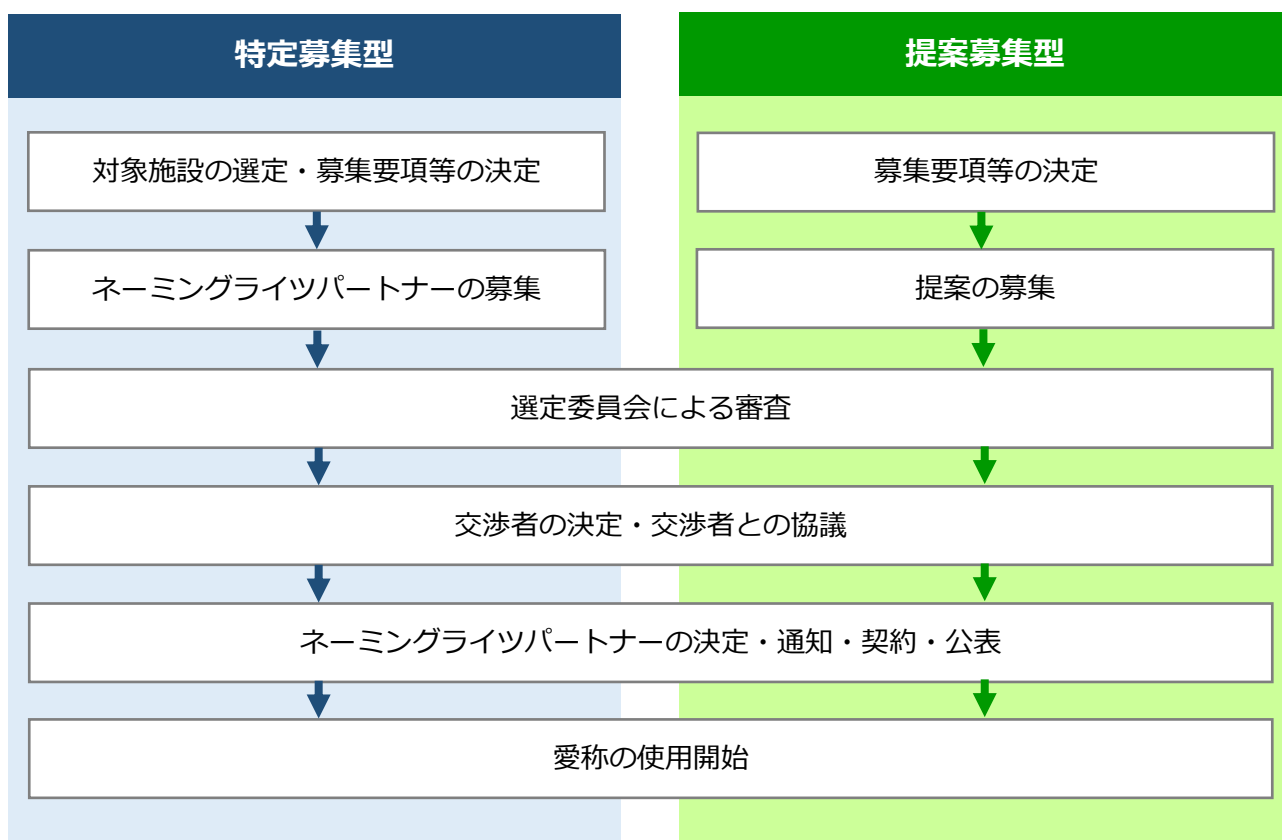
※ネーミングライツ料は最低応募金額を設定し、対象施設は募集要項に記載します。

提案募集型…市が保有する市道及び橋梁、その他の提案

※ネーミングライツ料、路線の区間等、自由な提案を募集します。

※複数施設にわたる一体的な提案等については提案募集型とします。

（例：○○公園及びその公園内に設置している施設）



6 愛称

施設の愛称は、施設にふさわしいか、親しみやすいかなど、市民の理解を得られるものとし、契約期間内の変更はできません。施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。ただし、決定した愛称が公の施設にふさわしくないと認められる場合、その他やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーが協議の上、愛称を変更できるものとします。

また、以下に一つでも該当する場合は、愛称として使用することができません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの
- (3) 意見広告及び名刺広告に関するもの
- (4) 風俗営業に関するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (8) 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
- (9) その他市長が不適当と認めるもの

なお、愛称が定着したと判断するまでは、施設の正式名称を併記するなど、市民や施設利用者の混乱を招くことがないよう努めます。

7 ネーミングライツ料の最低金額

特定募集型施設における募集時のネーミングライツ料最低応募金額は、対象施設の施設コスト、利用者数、広告媒体としての施設価値を総合的に判断し決定します。

8 契約期間

(1) 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則3年以上とします。

ただし、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間等を考慮し、契約期間を設定します。

(2) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了前に契約書に定められた期間において、契約の延長を申入れ、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。

市は、契約延長の申し入れ期間の前に競合の可能性等により次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、契約延長の申し入れがなかった場合、申し入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新せず公募を行うことができます。なお、契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了することが決定している場合は、ネーミングライツパートナーからの申し入れの有無にかかわらず、契約の更新を行わないことができます。

9 ネーミングライツパートナーの基準

ネーミングライツパートナーは法人格を有する団体とします。

ただし、以下に一つでも該当する場合は、ネーミングライツパートナーとして応募することができません。

- (1) 風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2) 貸金業法で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付を主な業として営む者
- (3) 暴力団排除条例に規定する暴力団員である者
- (4) 民事再生法又は会社更生法による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から6か月前の日までに市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (7) 市税等に滞納がある者
- (8) その他市長が不適当と認める者

10 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、年度ごとに納入するものとします。

契約期間が年度途中から始まる場合又は年度途中で終わる場合のネーミングライツ料は月割により案分計算します。

【例 契約期間：令和5年10月1日から令和10年9月30日 年額：100万円】

R5.10.1	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10.9.30
50万円	100万円	100万円	100万円	100万円	50万円

1 1 ネーミングライツパートナーの募集等

(1) 募集方法

募集は原則年2回行い、市広報、市ホームページ、市SNS等に掲載し、公募とします。

(2) 募集要項

募集の際は、応募に必要な事項等を記載した募集要項及び施設毎の仕様書を作成します。

仕様書に施設毎の特性や現況、要望等を記載することにより、募集する際の透明性を確保するとともに、交渉者との協議を円滑に進めます。

(3) 応募に必要な書類は以下のとおりです。

ア ネーミングライツ申込書（特定募集型又は提案募集型）

イ 企業の活動内容がわかるような企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書

エ 誓約書

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

カ 市が発行する納税証明書

キ 役員名簿

(4) 費用負担等

応募に必要な費用は、応募者が負担するものとします。

1 2 選定方法

(1) 審査

市は、ネーミングライツパートナー選定委員会を設置し、応募された内容について審査します。審査は採点方式とし、総合得点が最も高い1者をネーミングライツパートナー交渉者として選定します。なお、次点交渉者は設けません。

なお、審査項目は以下のとおりとします。

ア ネーミングライツ料

イ 契約期間

ウ 愛称

エ 企業イメージ

オ 地域貢献

カ 施設貢献

キ 継続性

1 3 ネーミングライツパートナーの決定

(1) 協議

市は、ネーミングライツパートナー交渉者決定後、愛称の表示に係る内容、方法等について速やかに交渉者と協議します。

(2) ネーミングライツパートナーの決定

交渉者と協議の上、合意に至った場合のみ、ネーミングライツパートナーとして決定します。なお、合意に至らなかった場合は、不決定とし、協議内容について次回募集の参考にします。

また、選定されなかった応募者には、文書にて回答します。

1 4 契約及び公表

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナー決定後、速やかに契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、市広報、市ホームページ、市SNS等にて、愛称、ネーミングライツパートナー、契約期間、ネーミングライツ料を公表します。

1 5 ネーミングライツパートナーのメリット

市は、施設の設置目的や運営内容を踏まえた上で、可能な限り愛称の積極的な使用に努めます。（例：チラシやパンフレット等への記載、愛称使用等の周知等）

また、新規契約の1年目のネーミングライツ料については、対象施設の施設修繕料等に充て、その内容を施設内や市ホームページ等で表示できることとします。

1 6 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、下表のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が作成するチラシ等の印刷物及びHP等の 表示変更 ※2	○	

※1 敷地内外の看板等の表示変更は、市及び関係機関との協議が必要となります。また、必ずしも愛称が記載された看板を設置しなければならないというものではありません。

※2 可能な限り対応しますが、契約時、すでに印刷済みのため、愛称の表記ができないチラシ等もあります。

1 7 契約の解除

ネーミングライツパートナーの瑕疵等によりネーミングライツパートナーの社会的信用が失墜する等、当該施設等のイメージが著しく損なわれるような事例が発生したと認められるときは、市は契約期間終了を待たず契約を解除することができるものとします。

また、市が当該施設等のイメージを著しく損なうような事例が発生したと認められるときは、ネーミングライツパートナーの申出により、契約を解除するものとします。

附 則

このガイドラインは、令和5年11月1日から施行します。

附則

このガイドラインは、令和7年12月1日から施行します。